

動物実験に関する自己点検・評価報告書

2023 年度

川崎市

1. 組織・体制の整備

実施機関の長が明確であるか？（厚労省基本指針第2.1）

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

実施機関の長の役職・氏名

役職

川崎市健康安全研究所 所長

氏名

岡部 信彦

- 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱（第4条）

- 判断理由、改善の見通し

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条に明記されている。

2. 機関内規程

(1) 「動物実験等の施設等の整備及び管理の方法」および「動物実験等の具体的な実施方法」を定めた機関内規程が策定されているか？（厚労省基本指針第2.2）

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

機関内規程を策定する際に踏まえた法令および指針等：

- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準
- 厚労省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針
- 動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（日本学会議）
- その他
 - 動物の殺処分方法に関する指針

機関内規程に含まれる項目：

- ① 総則に関する項目
 - 趣旨および基本原則、あるいは目的
 - 用語の定義
 - 適用範囲
- ② 実施機関の長の責務に関する項目
 - 機関内規程の策定
 - 動物実験委員会の設置
 - 動物実験計画書の承認
 - 動物実験計画の実施結果の把握
 - 教育訓練の実施
 - 自己点検及び評価
 - 外部の者による検証
 - 動物実験等に関する情報公開
- ③ 動物実験委員会の役割に関する項目
 - 動物実験計画の審査
 - 動物実験計画の実施結果に関する助言
- ④ 動物実験委員会の構成に関する項目
 - 動物実験に関して優れた識見を有する者（動物実験の専門家）
 - 実験動物に関して優れた識見を有する者（実験動物の専門家）
 - その他学識経験を有する者（上記専門家以外の学識経験者）

- ⑤ 実験動物の飼養及び保管に関する項目
- マニュアル（標準操作手順）の作成と周知
 - 飼養保管施設の設置要件

- ⑥ 動物実験等の実施上の配慮に関する項目
- 動物実験計画書の立案
 - 適正な動物実験等の方法の選択
 - 苦痛の軽減

- ⑦ 安全管理に関する項目
- 危害防止
 - 緊急時の対応

- ⑧ 教育訓練に関する項目
- 教育訓練の実施者及び対象者
 - 教育訓練の内容

- ⑨ 自己点検及び評価に関する項目

- ⑩ 外部の者による検証に関する項目

- ⑪ 外部委託の実施に関する項目

- ⑫ 情報公開に関する項目
- 情報公開の方法
 - 公開する項目

■ 根拠となる資料及び条項等

- ①川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第1、2、3条
- ②川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条
- ③川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第5条
- ④川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第6条
- ⑤川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第9、10、11、12、13、14、15、16条
- ⑥川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第7、8条
- ⑦川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第19条
- ⑧川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第17条
- ⑨川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第18条
- ⑩川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条(6)
- ⑪川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第7条第5項
- ⑫川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条(7)

■ 判断理由、改善の見通し

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱に記載されている。

(2) 動物実験等に関連する、細則、内規の有無

有り 無し

有りの場合はその一覧を記載

川崎市健康安全研究所動物実験委員会運営要領
動物飼育管理標準作業書
動物飼育管理マニュアル
動物由来の咬傷、搔傷、アレルギー及び人獣共通感染症への対応マニュアル

3. 実験計画

(1) 全ての動物実験計画書は動物実験責任者により策定されているか？（厚労省基本指針第3.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書は動物実験責任者から提出されている。

(2) 全ての動物実験計画書は動物実験責任者により機関の長に申請されているか？
（厚労省基本指針第2.4）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書は動物実験責任者から機関の長宛て提出されている。

(3) 全ての動物実験計画書は機関の長により承認又は却下されているか？
（厚労省基本指針第2.4および3.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書に、機関の長が承認した旨の記載がある。

4. 動物実験等の実施

(1) 動物実験計画は、代替法について記載する様式になっているか？
(厚労省基本指針第5.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書に記載欄がある。

(2) 動物実験計画は、使用する動物種、系統、数、遺伝学的・微生物学的統御レベルを記載する様式になっているか？ (厚労省基本指針第5.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書に記載欄がある。

(3) 動物実験計画は、苦痛の評価（カテゴリー等）、苦痛の軽減・排除法及び動物の処分方法を記載できる様式になっているか？ (厚労省基本指針第5.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書に記載欄がある。

(4) 動物に実験処置を加え、もしくは生理機能等を測定するための実験室が、以下の事項に配慮して管理されているか？（厚労省基本指針第5.1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

配慮している事項：

- 清潔な衛生状態を保つとともに、整理整頓されていること。
- その使用目的・内容等に合致した構造、設備を備えていること。
- 飼育室内において実験的処置等を行う場合は、飼育中の他の動物への影響をできる限り少なくすること。

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理標準作業書
動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理標準作業書及びマニュアルに記載されている。また、当所では実験頻度は少なく、飼養場所で実験を実施する際、他の用途で飼養している動物はいない。

5. 実験実施結果

(1) 全ての動物実験計画の実施結果が、実施機関の長に報告されているか？
(厚労省基本指針第3.2)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験結果報告書及び自己点検・評価報告書についてのイントラネットシステムにおける起案文書の回議内容

■ 判断理由、改善の見通し

電子文書により報告されている。

(2) 実施機関の長は動物実験責任者からの報告を受け、必要に応じて適正な動物実験等の実施のための改善措置を講じているか？ (厚労省基本指針第2.5)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書
動物実験結果報告書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書及び動物実験結果報告書の提出により把握し、必要に応じて指示を出している。

6. 動物実験委員会

(1) 動物実験委員会が実施機関の長により設置されているか？

(厚労省基本指針第2.3)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第4条(2)、第5条
川崎市健康安全研究所動物実験委員会運営要領

■ 判断理由、改善の見通し

設置されている。

(2) 委員は機関の長により下記に掲げるものから任命されているか？

(厚労省基本指針第4.2)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

動物実験等に関して優れた識見を有する者

実験動物に関して優れた識見を有する者

その他学識経験を有する者

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第6条
川崎市健康安全研究所動物実験委員会運営要領第3条
上記要領別表：川崎市健康安全研究所動物実験委員会名簿

■ 判断理由、改善の見通し

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第6条及び川崎市健康安全研究所動物実験委員会運営要領第3条に基づき、それぞれの専門家が任命されている。

(3) 動物実験計画書に含まれる項目：

研究の目的と意義

- 実験方法
- 実験期間
- 使用動物種
- 使用動物の遺伝的・微生物学的品質
- 使用予定匹数と、その根拠
- 実験実施場所
- 麻酔法、安楽死法
- 代替法の検討
- 苦痛度分類
- 苦痛軽減措置
- 人道的エンドポイント
- 動物死体の処理法
- 物理的、化学的または生物学的危険因子、遺伝子組換え生物の使用
- その他

(4) 動物実験委員会は、基本指針及び機関内規程等に適合しているか否かの審査を行っているか？
(厚労省基本指針第4.1)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書に審査の結果が含まれている。

(5) 動物実験委員会の議事録を作成し、適切に保管しているか？ (厚労省基本指針第4.1)

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験委員会議事録

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験委員会議事録が作成されており、保管されている。

(6) 動物実験委員会は、動物実験計画書の審査結果を、実施機関の長に報告しているか？
(厚労省基本指針第4.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書
動物実験委員会議事録

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験計画書に動物実験委員会の審査内容についての記入欄があり、記入後、実施機関の長へ提出され、承認されている。

(7) 動物実験委員会は、実施機関の長から動物実験計画の実施結果の報告を受け、必要な助言を行っているか？ (厚労省基本指針第4.1)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験結果報告書
動物実験委員会議事録

■ 判断理由、改善の見通し

年度末の動物実験委員会で動物実験結果報告書により実施結果の報告を受け、必要に応じた助言内容については議事録に記載されている。

7. 安全管理

- (1) 安全管理に留意すべき動物実験について、以下の実施体制が定められているか？
(厚労省基本指針第5.2)

はい 一部改善すべき点がある いいえ 該当する実験が行われていない

定められている項目：

- 病原体の感染実験
 有害化学物質の投与実験
 放射性物質の投与実験
 遺伝子組換え動物を用いる実験

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所有害物質使用特定施設管理要領
川崎市健康安全研究所化学物質等環境安全管理要領

■ 判断理由、改善の見通し

所内における有害化学物質の使用について、川崎市健康安全研究所動物実験要綱等により実施体制が定められている。

また、令和6年2月現在まで病原体の感染実験は行われていないが、要綱の適応範囲であるボツリヌス毒素を使用した実験については実施体制について検討中である。

- (2) 上記実験を実施する場合に、配慮している項目
(厚労省基本指針第5.2)

- 動物実験実施者の安全確保および健康保持
 施設周辺の公衆衛生、生活環境および生態系の保全上の支障の防止
 飼育環境の汚染による実験動物への傷害防止
 その他

- (3) 麻薬・向精神薬の使用について、行政への必要な手続きを行っているか？
(厚労省基本指針第5.2)

はい いいえ 麻薬・向精神薬は使用していない

■ 根拠となる資料及び条項等

なし

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験において、麻薬及び向精神薬を使用していない。

8. 飼養保管

- (1) 実施機関の長は、機関内の（動物の）飼養保管施設をすべて把握しているか？
（厚労省基本指針第2. 1）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験計画書

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験の状況等について、所内情報共有会議で実施機関の長と共有している。

- (2) すべての（動物の）飼養保管施設に実験動物管理者が置かれているか？
（飼養保管基準第3.1（3））

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第3条第5項

■ 判断理由、改善の見通し

要綱に記載されている。

- (3) 実験動物種毎に適切な給餌・給水が行われているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)ア）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに従い実施され、動物の飼育に関する記録簿に記載されている。

(4) 実験動物の傷害または疾病の予防に必要な健康管理、ならびに必要なに応じて適切な治療が行われているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)イ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに従い実施され、動物の飼育に関する記録簿に記載されている。

(5) 実験動物導入時の検疫・順化並びに必要なに応じて隔離飼育等を行っているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)ウ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに従い実施され、動物の飼育に関する記録簿に記載されている。

(6) 異種又は複数の実験動物を同一飼育施設内で飼養保管する場合、その組み合わせを考慮しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(1)エ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

同系統・同性別のマウスのみを飼養しており、群飼している実験用マウスの最小飼育スペースの推奨値（参考文献：「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」）をもとに各ケージにおける最大飼育可能数を決めている。

(7) 実験動物の輸送時には、実験動物の健康および安全確保並びに実験動物による人への危害等の発生防止に努めているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.6）

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

実験動物を輸送する際に、配慮している項目：

- 輸送時間をなるべく短時間にする。
- 必要に応じて適切な給餌および給水を行うとともに、換気等により適切な温度に維持すること。
- 実験動物の健康および安全を確保し、逸走防止に必要な規模、構造等を選定すること。
- 実験動物が保有する微生物、実験動物の汚物等による環境汚染の防止。

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルで、当所内で納品から動物実験室の輸送に関して定めている。

(8) 実験動物が日常的な行動を容易に行うことができる施設で飼養保管されているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ア）

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」に記載されている飼育室の環境条件の基準に沿った環境を、動物飼育管理マニュアルにおいて設定している。

(9) 飼育スペース（ケージサイズ）の推奨値を設定しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ア）

- はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

群養している実験用マウスの最小飼育スペースの推奨値（参考文献：「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」）をもとに動物飼育管理マニュアルにおいて各ケージにおける最大飼育可能数を定めている。

(10) 環境エンリッチメントを実施しているか？

(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)イ)

はい いいえ

実施している動物種：

霊長類（動物名 ↓）

イヌ

ネコ

うさぎ

ラット

マウス

その他

実施している頻度

常時

時々（頻度 ↓）

実施している内容：

休息場所、高台

玩具

隠れ家・巣箱

営巣材

木片・かじり棒

その他

巣材の代用としてキムタオル片をケージ内に入れている。

■ 根拠となる資料及び条項等

飼育状況写真

■ 判断理由、改善の見通し

適切に実施されている。

(1 1) 適切な温度、湿度、換気、明るさを保つことができる構造の施設で飼養保管しているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)イ)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

マニュアル等に沿って適切に飼育保管されている。
空調等の設備の保守は建物管理者が行うため、補修が必要な場合、建物管理者に補修を要請する。

(1 2) 清掃・消毒が容易である等、衛生状態の維持・管理が容易であり、実験動物が
傷害等を受けるおそれがない構造の施設で飼養保管しているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.1(2)ウ)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

飼育機材の写真

■ 判断理由、改善の見通し

マウスのみを短期間（1週間以内）飼育すること、及び飼育状況の写真のとおり適切な環境で飼養保管されている。

(1 3) 実験動物の逃亡防止策の実施、および施設外に逸走したとき場合の対応等について
定めているか？ (厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(3))

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第19条
動物飼育管理標準作業書
動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

要綱等に定められている。

(14) 実験動物の汚物処理、微生物等による環境の汚染、悪臭・害虫の発生および騒音防止に配慮しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.2）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
動物の飼育に関する記録簿

■ 判断理由、改善の見通し

マウスのみ飼養し、1週間以上飼育することがないこと、及び飼養後の清掃等により適切に実施されている。
また、建物管理者が害虫生息調査を定期的に行っている。

(15) 実験実施者および飼養者が危険を伴うことなく作業できる施設の構造および飼養または保管の方法を整備しているか？（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)ウ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
飼育状況写真

■ 判断理由、改善の見通し

危険の少ないマウスのみを飼養しており、適切な環境が整備されている。

(16) 実験動物に由来する人の疾病の予防のための健康管理を行っているか？
（厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)イ）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

以下の疾病や事故が飼育施設内で発生したか？

- 動物由来感染症の発生
- 動物アレルギーによるアナフィラキシーショック
- 注射針の針刺し
- 動物が原因による外傷の発生（咬傷など）
- 転倒などの怪我

特定化学物質・有機溶剤・電離放射線による障害

その他

■ 根拠となる資料及び条項等

動物由来の咬傷、搔傷、アレルギー及び人獣共通感染症への対応マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

S P Fのマウスのみを1週間以内の短い期間飼養するだけであり、人獣共通感染症の発生リスクは低い。

また、これまで事故の報告はなく、マニュアルに沿って適切に実施されていると言える。

(17) 実験動物管理者は、施設の日常的な管理及び保守点検、並びに実験動物の数及び状態を確認しているか？(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)エ)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物の飼育に関する記録簿
動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに沿って実施し、記録簿に記入保存されていることを確認している。

(18) 実験動物の入手先、飼育履歴病歴等に関する記録台帳を整備し、実験動物の記録管理を適切に行っているか？(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.5)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物の飼育に関する記録簿
動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

実験動物の入手先及び管理状況について記録保存されていることを確認している。

(19) 実験動物の飼養保管施設は、関係者以外の者が立ち入らないよう、施設のセキュリティや入退室の管理がされているか？(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3(1)カ)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

入室扉の写真
動物実験室入退室管理簿

■ 判断理由、改善の見通し

動物実験室のある理化学エリアには、IDカードによる入室制限がされている。
また、動物飼育管理マニュアルに従い、動物実験室入退室管理簿に記入保存されていることを確認している。

(20) 地震、火災等の緊急時の対応を定めているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3.3 (4))

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理マニュアル
新型コロナウイルス感染症発生時の動物実験に関わる対応について（申し合わせ）

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理マニュアルに定められている。
また、新型コロナウイルス感染症により飼養者及び実験担当者が出勤不可能になる場合の対応について申し合わせている。

(21) 実験動物の飼養保管の飼養保管手順書（SOP）やマニュアルを定めているか？
(厚労省基本指針第6、飼養保管基準第3および4)

はい 一部改善すべき点がある いいえ

飼養保管手順書、マニュアル等に含まれる項目：

- 動物の搬入、検疫、隔離飼育等
- 飼育環境への順化又は順応
- 飼育室の環境条件（適切な温度、湿度、換気、明るさ等）
- 飼育管理の方法
- 健康管理の方法
- 動物の繁殖に関する取り決め
- 逸走防止措置と逸走時の対応
- 廃棄物処理

- 環境の汚染及び悪臭、害虫の発生等の防止
- 騒音の防止
- 施設・設備の保守点検
- 実験動物の記録管理、記録台帳の整備
- 緊急時の連絡
- 輸送時の取り扱い方法
- 施設等の廃止時の取扱い

■ 根拠となる資料及び条項等

動物飼育管理標準作業書
動物飼育管理マニュアル

■ 判断理由、改善の見通し

動物飼育管理標準作業書及び動物飼育管理マニュアルが定められている。
また、オスしか購入していない。

9. 教育訓練

(1) 実施機関の長は、動物実験実施者その他実験動物の飼養又は保管等に携わるものに対する教育訓練を実施しているか？（厚労省基本指針第2.6、飼養保管基準第3.4）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

(2) 教育訓練に含まれる項目：

- 法令等、機関内規程等
- 動物実験の方法及び実験動物の取扱に関する事項
- 苦痛分類および人道的エンドポイント
- 苦痛の軽減法（麻酔法など）
- 実験動物の飼養保管に関する事項
- 安全確保、安全管理に関する事項
- 人獣共通感染症に関する事項
- 施設等の利用に関する事項
- その他

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験教育訓練受講記録
所内動物実験講習資料

■ 判断理由、改善の見通し

適切に実施されている。

(3) 教育訓練の実施記録は保存されているか？（厚労省基本指針第2.6、飼養保管基準第3.4）
（教育訓練の日時、講師の氏名、受講者数、受講者氏名、教材等）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験教育訓練受講記録
所内動物実験講習資料

■ 判断理由、改善の見通し

適切に保存されている。

(4) 実施機関の長は、実験動物に関する知識と経験を有する者を実験動物管理者に充て、必要な教育訓練の機会を確保しているか？（飼養保管基準第3.1（3））

はい 一部改善すべき点がある いいえ

■ 根拠となる資料及び条項等

動物実験責任者及び動物実験管理者：川崎市健康安全研究所動物実験要綱第3条第5項、第17条
動物飼育管理標準作業書 3
動物実験教育訓練受講記録

■ 判断理由、改善の見通し

適切に実施されている。

10. 自己点検

実施機関の長は、基本指針への適合性および飼養保管基準への遵守状況について、自己点検を行っているか？（厚労省基本指針第2.7）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

実施している場合はその頻度

1年度に1回

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第18条
川崎市健康安全研究所動物実験委員会運営要領第2条
自己点検・評価報告書

■ 判断理由、改善の見通し

適切に自己点検が行われている。

1 1. 情報公開

(1) 基本指針への適合性に関する自己点検・評価、あるいは動物実験等に関する情報を、適切な方法により公開しているか？（厚労省基本指針第2.8）

はい 一部改善すべき点がある いいえ

(2) 情報公開を行っている項目を選択：

- 機関内規程
- 自己点検・評価の結果
- その他（公開している項目を記載）

外部検証結果報告書

■ 根拠となる資料及び条項等（ホームページの場合はURL）

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/outline/350/0000097886.html>
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000127644.html>

■ 判断理由、改善の見通し

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱について、市の「川崎市要綱」ホームページに掲載している。

また、健康安全研究所の試験検査情報・検査情報ページにも要綱、自己点検・評価報告書及び外部検証結果報告書を掲載している。

12. 外部委託

動物実験等を別の機関に委託する場合は、委託先の厚労省基本指針等への遵守状況を確認しているか？
(厚労省基本指針第7.3)

はい 一部改善すべき点がある いいえ 外部委託は行っていない

■ 根拠となる資料及び条項等

川崎市健康安全研究所動物実験実施要綱第7条第5項

■ 判断理由、改善の見通し

令和6年2月現在まで、外部委託は行っていないが、外部委託を行う際は、要綱に基づき基本指針等への遵守状況を確認する。